

公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県下水道公社が発注する修繕・工事（以下「修繕等」という。）において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事（又は修繕）の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される修繕等の範囲は、建設業法第26条、同法施行令第27条に規定される請負代金額が4,500万円以上の修繕等で主任技術者が修繕等現場ごとに専任で配置される修繕等とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる修繕等)

第3条 前条において定める修繕等において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる修繕等又は施工にあたり相互に調整を要する修繕等、かつ修繕等現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある修繕等とする。

- 2 兼務可能となる対象の修繕等は建設業法施行令第27条第1項に規定される建設工事（又は修繕）とする。
- 3 本条第1項の施工にあたり相互に調整を要する修繕等については、資材の調達を一括で行う場合や修繕等の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。
- 4 修繕等現場の相互の間隔が10キロメートルを超える修繕等の兼務については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」及び「公益財団法人埼玉県下水道公社発注修繕等における専任特例監理技術者等の配置に係る要領」に基づくものとする。

(修繕等現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において定める修繕等現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる修繕等の数)

第5条 専任が必要な修繕等を含む同一の主任技術者が兼務できる修繕等の数は2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事（又は修繕）を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りではない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に次号に定める書類を提出するものとする。

(1) 専任を要する主任技術者の兼務届出書(様式)

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事(又は修繕)の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する修繕等において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない修繕等は、次号とする。

(1) 公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等共同企業体取扱要綱共同企業体による修繕等

附 則(平成26年5月21日)

この要領は、平成26年6月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う修繕等から適用する。

附 則(平成28年6月1日)

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(令和5年11月6日)

この要領は、令和5年11月10日から施行する。

附 則(令和7年7月10日)

この要領は、令和7年8月1日から施行する。